

2019年7月4日
玉川衛材株式会社

消費者庁からの措置命令に関するお知らせ

平素は弊社製品に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社は、本日、消費者庁より、「フィッティ 吸着分解マスク スーパーフィット ふつう」及び「フィッティ 吸着分解マスク スーパーフィット やや小さめ」（以下、「本製品」といいます）のパッケージ表示の一部に関して、不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」といいます）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っているとして、同法第7条第1項の規定に基づき措置命令を受けました。

本件により、お客様をはじめとする関係各位に多大なるご迷惑をおかけ致しましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、本製品を一般消費者に販売するにあたり、2015年9月11日より本製品パッケージにおいて、「かぜ 花粉 ハウスダスト 黄砂 PM2.5 しっかり対策」「フィッティ 吸着分解マスク スーパーフィット」「しっかり吸着 光で分解」「光触媒チタンアパタイト採用」「光触媒チタンアパタイトとは 東京大学と㈱富士通研究所で共同開発された花粉※1・細菌・ウイルスなどの空気中の有害物質を従来の光触媒より格段に高い吸着力でとらえ、太陽の光によって分解[CO₂ (二酸化炭素) + H₂O (水)]する素材です。特許 3697608号」「※1 花粉はアレルギーとしての意味です。」と表示しております。

これらにつき、あたかも、本製品を装着すれば、太陽光下において、本製品に含まれる光触媒の効果によって、本製品表面に付着した花粉由来のアレルギーの原因となる物質、細菌及びウイルスを化学的に二酸化炭素と水に分解することにより、これらが体内に吸入されることを防ぐ効果が得られるかのように示す表示であるとして指摘を受けました。

当社は、かかる表示について、消費者庁からの求めに従い資料を提出致しましたが、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないと判断されました。それにより、本製品の表示は一般消費者に対し実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであるとの指摘を受けました。

本措置命令に関して消費者庁から指摘された内容は、本製品のパッケージ表示が虚偽表示であったというのではなく、あくまで当該表示の裏付けとなる合理的な根拠が十分ではなかったというものであり、本製品の光触媒効果自体が否定されたものではありません。

今後におきましては、パッケージの文言の追加や修正を実施するなど、適切に対応してまいります。

弊社は、措置命令を受けましたことを真摯に受け止め、広告物の表現内容につき同様の事象が発生しないよう、再発防止に向けて社内の管理体制を一層強化する等、必要な措置を講じ、役員及び従業員に周知徹底し法令遵守の意識を高めてまいります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

玉川衛材株式会社 お客様相談窓口 03-3861-2037

受付時間：10:00～17:00（土・日・祝日を除く）